第５０回　岡山支部評議会　議事概要

開 催 日 時：平成 28 年 10 月 24 日（月）14：00～15：30
開 催 場 所：第一セントラルビル 5 階Ｄ会議室
出席評議員：浜田評議員（議長）・湯浅評議員・野田評議員・金谷評議員・岡山評議員・
斉藤評議員・岡本評議員

議題（１）平成 29 年度保険料率について

事務局から、平成 29 年度保険料率について資料に沿って説明。

【主なご意見】
≪事業主代表≫
準備金が積み上がり、被保険者１人当たり標準報酬月額も好転してきている状況を考えると、一旦下げるのも選択肢ではないか。

≪学識経験者≫
高額新薬の影響は、27 年度決算に充分反映しているとみてよいか。
（事務局）
反映しているとみてよい。27 年度における１人当たり医療給付費の伸びにおいて、医科部分は 4.4％増に対して調剤部分は 10.2％増となり、高額新薬の伸びが大きく影響していると分析している。なお、厚生労働省において、緊急的な薬価の引下げが検討されているところである。

≪学識経験者≫
状況が良いときには料率を下げ、悪いときは料率を上げるというように、変化があるべきだ。変化がなければ、医療費適正化の取組により料率をもっと下げようというインセンティブが働かないように感じる。

≪事業主代表≫
事業所の給与支払担当者等の事務的な負担が増えることは懸念されるが、現状であれば一旦下げるべきではないだろうか。

≪事業主代表≫
財政的に余裕があるなら料率を下げる、反対に準備金残高が不足するならば上げるというように、柔軟に料率を変更することが大事ではないか。

≪被保険者代表≫

医療費の適正化等がどれだけ料率に寄与するか疑問ではあるが、料率を据え置いたままではなく変更になるということが、加入者への刺激になり、重要なのではないか。

≪被保険者代表≫

激変緩和措置の拡大により更に差が生じることは看過できず、そもそも同じサービスで負担が異なるという都道府県別保険料率の仕組みそのものがおかしいのではないか。健康保険制度を維持できなくなるのではないかとの懸念を抱かざるを得ない。

≪被保険者代表≫

協会発足時に、一律の料率から都道府県別保険料率となった趣旨を確認したい。

（事務局）

保険者としては都道府県単位で自主自立の運営が求められ、地域の実情に応じた加入者の健康づくりや医療費適正化に取り組むことで、持続可能な社会保障制度を維持していくことが期待されている。

≪被保険者代表≫

激変緩和措置の期限によるが、現状であれば激変緩和は段階的に解消せざるを得ないと感じる。

≪被保険者代表≫

激変緩和率については、料率の引上げに影響があまりない程度に、段階的に変更するべきではないか。

≪学識経験者≫

保険料率が変更になる場合、4 月納付分からの変更でよい。

■平成 29 年度保険料率に対する意見について、事務局にて整理の上、評議会での意見として本部に提出することとされた。